

第5条 納骨堂管理委託者は、志納金（年間管理費も含む。）を納付しなければならない。

- 2 既納の志納金はいかなる理由であろうとも一切返還しない。
- 3 志納金は、総本山本福寺納骨堂施行細則にて、別に定める。
- 4 志納金について、やむを得ない事由により第三者から納付される場合においても、納骨堂管理委託者名での受納証の発行となり、納付についての異議申し立てを受けない。

（禁止行為）

第6条 納骨堂収蔵予定者・管理委託者は次の行為をしてはならない。

- ① 本福寺の典礼、法要、儀式及び慣行を無視し、または妨げたとき。
 - ② 境内または墓地内で、他宗教、他宗派の典礼、法要、儀式その他の宗教行為を行ったとき。
 - ③ 納骨堂を墓地以外の目的に使用したとき。
 - ④ 信仰を異にして、本福寺の協議に背き、住職及び他の檀信徒の感情を著しく害すると認められたとき。
 - ⑤ 管理者の許可を得ずして他の者に使用させるか、他のことに転用していると認められたとき。
 - ⑥ その他管理者が不相当と判断した場合。
- 2 本条第1項各号に該当した場合には、管理者は納骨堂収蔵予定者・管理委託者に対し、第8条1項の解除のほか、その納骨堂の使用を禁止する措置をとることができる。この場合、納骨堂収蔵予定者・管理委託者は直ちに遺骨を引き取るものとし、管理者は納入された志納金を返還しないものとする。

（納骨堂管理委託契約の解除）

第7条 生前予約が納骨堂の管理委託を取り止めるときには、管理者に届け出る必要がある。

（納骨堂管理受託の解除等）

第8条 管理者は、管理委託者が次の①②③の各号のいずれかに該当したときは、納骨堂管理受託を解除することが出来るものとし、④に該当したときは納骨堂管理者として、以後の納骨を受け付けないものとする。

- ① 納骨堂収蔵予定者・管理委託者が住所変更並びに改姓・改名の変更手続きを怠ったとき。
- ② 納骨堂収蔵予定者・管理委託者が第3条の規定に当てはまらないことが判明した場合。
- ③ 納骨堂収蔵予定者・管理委託者が第6条の規定に違反したとき。
- ④ 納骨堂収蔵予定者・管理委託者の住所が不明となり、管理委託者・収蔵予定者または別に指定した連絡先との連絡が2年以上つかない場合。

2 本条第1項各号に該当し管理者が納骨堂収蔵予定者・管理委託者に対する解除をし

た場合、納骨堂収蔵予定者・管理委託者は直ちに遺骨を引き取るものとし、管理者は納入された志納金を返還しないものとする。但し、管理者は、納骨堂収蔵予定者・管理委託者に連絡がとれないなど、納骨堂収蔵予定者・管理委託者が遺骨を引き取ることができない特段の事情がある場合には、管理者の判断により遺骨を合祀することができる。

（規定に定めない事項）

第9条 前各条に定めない事項が生じた場合については、法令の定めるところによるほか、その都度納骨堂の管理者が定める。

（納骨堂の規定施行細則）

第10条 納骨堂管理委託手続きその他必要な事項は、本福寺納骨堂施行細則に定める。

（反社会的勢力の排除）

第11条 納骨堂収蔵予定者・管理委託者は、現在及び将来において、次の各号について表明し保証するものとする。

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと
- ② 反社会的勢力でなくなった日から5年を経過した者ではないこと
- ③ 反社会的勢力を利用していないこと
- ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていないこと
- ⑤ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと

2 管理者は、前項各号のいずれかに反する場合、納骨堂収蔵予定者・管理委託者に催告することなく、契約を解除することができる。この場合、管理者は、納骨堂収蔵予定者・管理委託者に損害が生じて何らこれを賠償又は填補することは要せず、また、かかる解除により管理者に損害が生じたときは、納骨堂収蔵予定者・管理委託者はその損害（管理者が支出した弁護士費用等の諸経費も含む。）を賠償するものとする。

（納骨堂の規程変更）

第12条 本福寺納骨堂規程の内容は、管理者が必要と判断する場合、本規程を変更することができる。その場合、管理者は、変更後の本規程の内容および効力発生日を、管理者のWEBサイトに表示する方法により通知することで納骨堂収蔵予定者・管理委託者に周知することとする。変更後の本規程は効力発生日から効力を生じるものとする。

附則

この規定は2023（令和5）年8月1日から施行する。

以上

総本山本福寺納骨堂 施行細則

（趣旨）

第 1 条 本福寺納骨堂管理規程第 8 条の規定に基づき、納骨堂管理についての細則は、以下に定めるところによる。

(管理受託契約の成立)

第 2 条 本福寺納骨堂管理規程（以下「規程」という。）第 3 条の規定により、納骨堂管理委託を願い出る場合は、「総本山本福寺納骨堂 申込書」を提出して申し込まなければならない。

2 管理者は前記「総本山本福寺納骨堂 申込書」を受領し規程に適合すると認めたときは、「遺骨受け入れ承諾書」を交付し、管理委託契約が成立するものとする。

3 前記「総本山本福寺納骨堂 申込書」の押印は実印を使用し、印鑑登録証明書（取得日から 6 ヶ月以内）を添付しなければならない。また、居住地が海外の場合は、印鑑登録証明書に代わる公的書類の添付をしなければならない。

(納骨堂管理受託期間、納骨壇種・段区分の変更)

第 3 条 納骨堂管理受託期間は、次の内容の中から合意した内容とし、管理受託期間経過後、管理委託者またはその家族において（個人向け納骨堂の場合は本福寺において）五重塔内に合祀する。但し、複数の納骨が予定されている区分の場合、最後の入骨者から管理受託期間（個別保管期間）を起算するものとする。また、複数の納骨が予定されている区分の場合で、直近の入骨者から 40 年経過しても新たな入骨者が現れない場合には、五重塔内に合祀し、その後の収蔵予定者の納骨堂に関する権利は失効するものとする。

① 納骨後個別保管 32 年間（33 回忌安置）、その後五重塔内に合葬。

② 納骨後個別保管 22 年間（23 回忌安置）、その後五重塔内に合葬。

2 納骨後の納骨壇種・段区分の変更はできない。

3 納骨堂収蔵予定者・管理委託者は、納骨堂管理受託期間経過後、五重塔内に合祀となった以降は、お骨の拝観はできないことを確認する。

(納骨堂志納金)

第 4 条 納骨堂志納金は別表の通りとする。

2 管理委託者は、第 3 条第 1 項の納骨堂管理受託期間中において年間管理費の支払義務がある。但し、複数の納骨が予定されている区分の場合であっても、一区画あたり年間管理費支払期間（32 年・22 年）の金額を上限とする。

3 管理委託者は、志納金のうち年間管理費には、納骨前の分割払い・一括払い、納骨後の分割払い・一括払いを選択して支払う。

4 管理委託者は、志納金のうち年間管理費の分割払いによる支払方法は、銀行引落またはクレジットカード決済とする。但し、特別の事情がある場合には、この限りでない。

5 管理委託者が志納金のうち年間管理費の支払につき分割払いを選択する場合で、納骨堂収蔵予定者と管理委託者が同一である場合は、納骨堂収蔵予定者兼管理委託者

とは別の管理委託者（契約者 2）が年間管理費の支払いをするものとする。

（納骨方法、納骨後の遺骨の返還について）

第 5 条 遺骨は管理委託者が骨壺に入れて本福寺に持参し、本福寺にて納骨手続きを行う。

2 骨壺の大きさは、直径 19 c m 以下、高さ 39 c m 以下のものに限る。

3 納骨後の遺骨は個別保管期間、合葬後ともに返還することはできない。

（管理委託契約の解除）

第 6 条 納骨堂管理委託者が納骨堂の管理委託を取り止めるときは、管理者に対し、書面で「納骨堂管理委託解約届」を提出することとする。但し、納入された志納金はいかなる場合であろうとも一切返還しない。

（納骨堂遺骨受け入れ承諾書の再発行）

第 7 条 「遺骨受け入れ承諾書」を紛失し又は著しく汚損した場合は、再交付を願い出さなければならない。

2 納骨堂管理委託者は住所、改姓・改名等の変更があった場合は、顧客情報変更届に、住民票・戸籍謄本などの公的書類を添付のうえ、速やかに管理者に届け出なければならない。

（利用場所の制限及び費用負担）

第 8 条 管理者は納骨堂における管理委託をした者に対して、その利用区分について一定の条件をつけることが出来る。

（利用上の制限）

第 9 条 納骨堂の個別保管区画は、利用する者一人につき原則一区画とする。利用の区画は管理者が選定する。

（礼拝施設の利用）

第 10 条 礼拝施設における法要儀式は、光明念仏身語聖 本福寺の定めた法要儀式をもって執り行うものとする。

2 礼拝施設において、法要儀式を執り行う場合、遺骨の移動は一切行うことができない。

（法要について）

第 11 条 法要を希望する場合は所定の読経申込書に記入し申し込むものとする。

2 本堂、礼拝施設にて法要を修行する。

（委託管理）

第 12 条 納骨堂の保守、清掃、衛生、警備その他の必要な管理事項は、宗教的尊厳をおかさない範囲において、納骨堂の管理者は専門業者に委託することができる。

2 専門業者に管理を委託する場合は、納骨堂管理委託者、参詣者等の便益と宗教的感情を損じないように措置しなければならない。

（納骨堂の細則変更）

第 13 条 本福寺納骨堂施行細則の内容は、管理者が必要と判断する場合、本規程を変更す

ることができる。その場合、管理者は、変更後の本規程の内容および効力発生日を、管理者のWEBサイトに表示する方法により通知することで納骨堂収蔵予定者・管理委託者に周知することとする。変更後の本規程は効力発生日から効力を生じるものとする。

附則

この附則は、2023（令和5）年8月1日から施行する。

以上

(別表)

納骨志納金額一覧

納骨壇種	段区分	永代使用料	年間管理料（一括払い）	年間管理料支払期間
個人向け納骨堂（1 人用）	下 3 段分	15,000	12,000（264,000・384,000）	22 年・32 年
善法の間	上 3 段分	18,000	12,000（264,000・384,000）	22 年・32 年
中型納骨堂（2 人用ご夫婦タイプ）	下段	28,000	12,000（384,000）	32 年
大日の間	上段	32,000	12,000（384,000）	32 年
浄土の間（6 人用ご家族タイプ）		75,000	12,000（384,000）	32 年

※ 各納骨時に、別途、供養料 5 万円がかかります。